

(趣旨)

第1条 この告示は、地域コミュニティの醸成のために市内各地域の伝統行事等に使用されている山車、屋台及びみこし（以下、「山車等」という。）を市民全体の財産として継承するため、山車等の補修に係る経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年深谷市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の実施主体は、深谷市自治会連合会を構成している自治会（以下「自治会」という。）とする。

(補助対象)

第3条 補助事業は、山車等に係る補修事業とする。ただし、深谷市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成18年深谷市告示第37号）第3条に規定する文化財保存事業を行うもので市長が適当と認めるものに該当する事業を除く。

(補助額)

第4条 補助事業に係る補助額は、次の各号のとおりとし、100万円を限度額とする。

- (1) 山車等の補修に係る経費の2分の1以内とすること。
- (2) 前号において、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てること。
- (3) 補助事業に係る経費が20万円以下の事業に対しては補助金を交付しない。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、山車等補修事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件等)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 前年度に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、山車等補修事業補助金交付決定通知書（様式

第2号)により通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助事業の計画を変更(事業費の20パーセント未満の変更は除く。)しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、山車等補修事業計画変更・中止(廃止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請を承認したときは、山車等補修事業計画変更・中止(廃止)承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 事業完了後速やかに山車等補修事業補助金実績報告書(様式第5号)により、市長に報告するものとする。

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、山車等補修事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた自治会は、事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、これを当該事業後、事業の完了する日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(重複交付の禁止)

第12条 補助事業に係る経費のうち、他の要綱等により補助金等の交付を受けたものについては、この告示による補助金は交付しないものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第7条関係)

様式第3号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第10条関係)